

理科 博物、物理、化學ノ大要
圖畫 自在畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

第一百十二條 尋常小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例

歷史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ初步

圖畫 簡易ナル自在畫

唱歌 單音唱歌

體操 體操、教練、遊戲及競技

圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ關クコトヲ得

四、保姆試驗檢定に關する規定

幼稚園令施行規則第十一條 保姆ノ試驗檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ

試驗檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、兒童心理、教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法、保育法、保育項目ニ關スル事項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀、作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例

歷史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

理科 理科ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

五、兒童用机腰掛寸法標準 (大正十年八月文部省から示された標準である。)

腰掛

- 一、腰掛ノ座面ノ高サハ、下腿ノ長サ(腓骨小頭カラ踵ノ下面ニ至ル長サ)カラ五分ヲ減ジタモノヲ標準トスル。但シ、履物アル場合ハ、其ノ厚サヲ下腿ノ長サニ加ヘタモノカラ五分ヲ減ズルコト。
- 二、腰掛ノ座面ノ左右徑ハ、二人掛ニアツテハ二尺六寸乃至二尺九寸五分、一人掛ニアツテハ一尺四寸五分トスル。
- 三、腰掛ノ座面ノ前後徑倚靠ノ厚サハ含マナイハ、上腿ノ長サ(大腿骨大轉子カラ同骨下端外上髁ニ至ル長サ)ヲ以テ標準トスル。
- 四、腰掛ノ座面ヲ削リ又ハ傾斜ヲ附スルノハ任意トスル。

五、倚靠ハ附ケル方ガヨイ。

机

- 一、机面ノ高サハ、先キニ定メタ腰掛ニ正座シテ、前臂ヲ直角ニ曲グタ肘ノ下面カラ腰掛ノ座面ニ至ル距離ニ、七分乃至一寸三分ヲ加ヘタモノト腰掛ノ座面ノ高サヲ合セタモノトスル。
- 二、机面ノ左右徑ハ、二人用ニアツテハ三尺四寸五分乃至三尺九寸五分、一人用ニアツテハ一尺九寸五分トスル。
- 三、机面ノ前後徑ハ一尺二寸以上トスル。
- 四、机面ノ約六分ノ一ノ傾斜ガアルノガヨイ。但シ止ムヲ得ナイ場合ハ水平面トシテモ差支ナイ。

机腰掛ハ一人用ガヨイ。止ムヲ得ナイ場合ハ二人用トシテモ差支ナイ。但シ特別用ノモノハ此ノ限リデナイ。

机腰掛ハ在學兒童身體ノ發達ヲ顧慮シ、尋常小學校ニアツテハ少ナクモ六種、尋常高等小學校ニアツテハ少ナクモ八種ノ大キサヲ異ニシタモノヲ作製シテ置クガヨイ。

机腰掛ヲ使用スルニハ、學科ノ種類ニ依リ、適當ナ離尺ヲ保タセル様ニ注意シナケレバナ

ラナイ。

机腰掛ハ、兒童ノ身體發達ニ應ジテ、毎年一回以上組換ヘナケレバナラナイ。

六、學校傳染病豫防規程

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」赤痢(疫痢ヲ含ム)、腸チフス、「バラチフス」、痘瘡、發疹、チフス、猩紅熱、デフテリア、流行性腦脊髄膜炎、ペスト

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ペスト」ト看做ス

地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其ノ他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スヘシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同シ

第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス

ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、官學校及聾啞學校ノ初等部、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ記入スヘシ

第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治癒シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第一類ノ傳染病病原體保有者ハ其ノ病原體消失シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

一 罹患後ノ病原體保有者ニシテ其ノ主要症狀消退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ
イ 赤痢
十四日

ロ 腸チフス、バラチフス
ハ 「チフテリア」流行性腦脊髄膜炎

二十一日

七日

二 健康病原體保有者

「コレラ」ノ病原體保有者及地方長官又ハ官立學校長ニ於テ特別ノ必要アリト認めタル者ニ就テハ前項但書ノ規定ヲ適用セス

第四條 「コレラ」「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ在リテハ二十四時間以上、赤痢、腸チフス及「バラチフス」ニ在リテハ四十八時間以上ノ間隔ヲ置キ採取シタル検査材料ニ付細菌學的検査ヲ行ヒ引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セサル場合ニ於テ病原體消失シタルモノト看做ス

前項ノ検査材料ハ「コレラ」及赤痢ニ付テハ尿、腸チフス及「バラチフス」ニ付テハ尿、尿チフテリア及流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ鼻咽喉部ノ粘液トス

第五條 第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ

二 麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ

三 流行性感胃ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ

四 流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺ノ腫脹消失シタルモノ

五 風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ

六 水痘ニ在リテハ痂皮全部脱落シタルモノ

第六條 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治愈シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認めル豫防處置ヲ爲シタルトキ又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スルモノ又ハ該病毒ニ感染ノ疑アルモノハ豫防處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認めタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第八條 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑アル者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ
學校長ハ必要ト認めルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲ爲スヘシ

- 一 第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
 - 二 第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ於テ豫防上支障ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
 - 三 第三類ノ傳染病ニアリテハ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
 - 四 第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スヘシ
- 學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ消毒其ノ他相當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 第九條 第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒童等アル場合ニ於テ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スヘシ
- 一 病原體保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ノ座席ト隔ツルコト

- 二 病原體保有者又ハ患者ノ使用スル器具、書籍等ヲ専用トスルコト
- 三 病原體保有者又ハ患者ノ座席、器具、書籍等ヲ時々消毒スルコト
- 四 病原體保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類、器具、寢具、書籍、其ノ他ノ物ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト
- 五 「チフテリア、腦脊髄膜炎」ノ病原體保有者ニ在リテハ前各號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
 - イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ布片、紙片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト
 - ロ 鼻汁、唾痰ノ附着シタル布片、紙片其ノ他鼻汁、唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 六 赤痢、腸チフス、「パラチフス」ノ病原體保有者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
 - イ 便所ハ専用トシ上圍ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト
 - ロ 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用キ上圍ノ都度消毒スルコト
 - ハ 尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト
- 七 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル

豫防處置ヲ爲スノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル専用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

第十條 學校内、學校所在地及其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外、學校長ニ於テ學校醫ノ意見ヲ徵シ、學校ノ全部若ハ其ノ一部ノ閉鎖又ハ休業ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十一條 學校所在地若ハ其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十三條 學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ其ノ地域ヨリ通學スル學生生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職員等ニ對シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官廳ニ届出ツヘシ

〔第十四條は寄宿舎に關する事項であるからこれを略する。〕

第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 手洗水ハ流出裝置ト爲スコト
- 二 共同手拭ヲ備ヘサルコト
- 三 學生生徒兒童ノ數ニ應シ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スルコト
- 四 宿直其ノ他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自専用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト

第十六條 本規定中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキ時若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

〔第十七條第十八條は、本規程に依り行ふ清潔方法及び消毒方法を細定してあるが、主に學校醫の職務執行に關する事項であるから、これを略する。〕

第十九條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

七、學生生徒兒童身體檢查規程

第一條 學生生徒兒童身體檢查ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ 但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要トメ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體檢查ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體檢查ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ
學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體檢查ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體檢查ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

第三條 身體檢查ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一 發育(身長、體重、胸圍、概評)
 - 二 榮養
 - 三 脊柱
 - 四 視力及屈折狀態
 - 五 色神
 - 六 眼疾
 - 七 聽力
 - 八 耳疾
 - 九 齒牙
 - 十 其ノ他ノ疾病及異常
 - 十一 監察ノ要否
- 前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ檢查ヲ行フコトヲ得
- 色神檢查ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得
- 尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態色神並聽力ノ檢查ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體檢查ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 檢查ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ分ニ止ムヘシ
- 二 身體ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ鬢アル者ハ小桿ヲ鬢下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ
- 三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ
- 四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼氣ノ終レル時ヲ測定スヘシ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス
- 五 發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲、乙、丙ノ三分ツモノトス
- 六 榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス
- 七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス

八視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ 裸眼視力

一、〇以上ナルヲ正視眼トス

屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ

弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ

九色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ

十聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ

十一齒牙ハ齶齒ニ就キ検査スヘシ

十二其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ結核性疾患、腺病、

肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、ヘルニヤ、

神經衰弱、精神障礙ニ注意スヘシ

十三監察ノ要否ハ検査ノ結果心身ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察

ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本

人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ 但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有ス

ル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、(ヘルニヤ)、神經衰弱、精神障礙ニ注意スヘシ

十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果心身ノ健康状態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ 但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

身體検査票

検査醫印	備考	本人注意	監察ノ要否	病、異常	齒牙	耳疾	聽力	眼疾	色神	屈折力及		脊柱	榮養	發育			年檢月日	學年	年	氏名	學校名
										右	左			概評	胸圍	體重					

↑一分五分 ↓○↑一寸五分 ↓○↑二寸 ↓○↑一寸五分 ↓○↑一寸五分 ↓

- (注意事項)
- 一 用紙ノ大サハ幅八寸長サ一尺二寸トシ綴込用孔ハ本圖ニ示セル如シ
 - 二 横ノ區劃ハ全學年數ヨリ二欄多クシ尙足ラサルトキハ符號ヲ以テ之ヲ補フヘシ
 - 三 學校名稱ニハ本規程第五ノ學科部類名ヲモ記入スヘシ 移轉先學校名ハ適宜學校名稱ノ餘白ニ記入スヘシ
 - 四 疾病其ノ他ノ爲検査ヲ受ケサル場合ハ當該區劃ニ其ノ旨記入スヘシ

第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス 繼續的監察ノ場合亦同シ
他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ

身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ授業免除就學猶豫就學免除休學退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スハキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月限り文部省直轄學校長及公立大學長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ
地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月限り文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス 但シ胸圍及脊柱ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

八、發育概評決定標準

七年ヨリ十八年マデノ男子、七年ヨリ十六年マデノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長、體重、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者何レモ左記發育標準表ニ照シテ當該年齡ヨリ一年々長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年々少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルモノヲ丙トス

表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス

發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
九 年	三・八二	五・六〇〇	一・四七	三・七七	五・三八〇	一・四三
八 年	三・六七	五・一三〇	一・四〇	三・六二	四・九一〇	一・三六
七 年	三・五二 ^R	四・六六〇	一・三二	三・四八 ^R	四・五〇〇	一・二九

十 年	三・九七	六・一〇〇	一・五四	三・九二	五・九〇〇	一・五一
十 一 年	四・一二	六・六五〇	一・六一	四・〇八	六・四八〇	一・五九
十 二 年	四・二五	七・二三〇	一・七〇	四・二四	七・二〇〇	一・七〇
十 三 年	四・四一	七・九七〇	一・八一	四・四六	八・二〇〇	一・八四
十 四 年	四・六〇	八・九七〇	一・九五	四・六〇	九・二六〇	二・〇一
十 五 年	四・八三	一〇・三三〇	二・一四	四・七五	一〇・三九〇	二・一九
十 六 年	五・〇四	一一・八六〇	二・三五	四・八四	一一・三九〇	二・三五

附録第二 練習問題

緒論

一、學校管理法の必要な理由を述べよ。

第一篇 教育制度の概要

第一章

一、地方自治團體に就てその機關を述べよ。

二、我が邦現在の地方自治團體の概數を問ふ。

第二章

一、教育行政の主な機關を挙げよ。

二、學務委員の職分を述べよ。

第二篇 小學校管理上の諸問題

第一章

一、教科の程度によつて小學校を分類せよ。

二、學級の編制によつて小學校を分類せよ。

三、經費の負擔によつて小學校を分類せよ。

第二章

一、尋常小學校設置の義務に就て述べよ。

二、尋常小學校の設置に關する特別の場合を挙げよ。

三、町村學校組合はいかなる場合にこれを設けるか。

四、兒童教育事務の委託はいかなる場合にこれをなすか。

第三章

一、尋常小學校の教科目を挙げ、必設科目・加設科目を區別せよ。

二、高等小學校の教科目を挙げ、必設科目・加除科目・隨意科目又は選擇科目を區別せよ。

三、文部省著作の教科用圖書を使用すべき教科目を示せ。

四、兒童用書を使用すべからざる教科目を示せ。

五、卒業證書・修業證書及び學習證書の意義を述べよ。

六、修了の認定はいかにしてこれを定めるべきか。

第四章

一、學級の意義を問ふ。

- 二、學級編制の種類を挙げてこれを説明せよ。
- 三、學級數及び兒童數に關する制限を問ふ。
- 四、學級擔任法と教科目擔任法との得失を比較せよ。
- 五、學級持上り法と學年固定法との長短を比較せよ。
- 六、補習科教授の要點を問ふ。

第五章

- 一、小學校に於ける設備の眼目とその準備とを述べよ。
- 二、校地選定の要件を挙げよ。
- 三、プラトウン案とはいかなるものか。
- 四、屋外運動場の教育上の意義を挙げ、これが設備の要項を略述せよ。
- 五、教授用具の整理方法に就て述べよ。
- 六、學校園の設計及び管理方法を述べよ。

第六章

- 一、我が邦の義務教育年限を問ふ。
- 二、我が邦の學齡に就て述べよ。

- 三、就學の始期及び終期とは何か。
- 四、學齡兒童保護者の義務を述べよ。
- 五、就學の猶豫をなし得べき場合を挙げよ。
- 六、就學の免除をなし得べき場合を挙げよ。
- 七、就學に關する市町村長の事務を略述せよ。
- 八、就學に關する尋常小學校長の事務を述べよ。

第七章

- 一、小學校教員の種類を挙げよ。
- 二、訓導及び准訓導とはいかなる名稱であるか。
- 三、小學校教員免許狀を受け得る資格を問ふ。
- 四、小學校教員の待遇を述べよ。
- 五、小學校教員服務上の心得を挙げよ。
- 六、小學校長の職務を述べよ。
- 七、正教員及び准教員の職務を述べよ。
- 八、年功加俸とは何か。

九、特別加俸とは何か。

一〇、恩給に就て知れる所を述べよ。

一一、小學校教育成績の表彰とは何か。

一二、小學校長の権限を挙げよ。

一三、小學校教員の権限を挙げよ。

一四、解職の種類を舉げてその區別を示せ。

第八章

一、學校基本財産に就て述べよ。

二、尋常小學校の授業料に就てその性質を述べよ。

三、高等小學校の授業料に就てその性質を述べよ。

四、授業料の徴収に關する特別の場合を挙げよ。

五、市町村に於ける教育費と諸他の經費との割合の概略を挙げよ。

第九章

一、補習教育の任務を挙げよ。

二、職業指導の必要を述べよ。

三、小學校補習科の種類及び目的を挙げよ。

四、實業補習學校の目的及び課程を略述せよ。

第十章

一、實例を舉げて、小學校に類する各種學校の性質を述べよ。

二、小學校に類する各種學校の教員の資格を挙げよ。

第十一章

一、幼稚園保育の目的を挙げよ。

二、幼稚園の種類を挙げよ。

三、幼稚園に於ける設備の規定の概略を述べよ。

四、幼稚園に入園し得べき幼児の資格とその組の編制の常例を挙げよ。

五、幼稚園保育の項目を挙げよ。

六、幼稚園長の職務及び資格を述べよ。

七、保姆の任務とその資格とを述べよ。

八、幼稚園職員の治療を略述せよ。

九、保姆の無試験檢定を受け得る資格を問ふ。

第三篇 學校衛生

第一章

一〇、學校衛生の必要な理由を述べよ。

第二章

一、設備上の衛生に就て主要點を挙げよ。

二、清潔上の注意を述べよ。

三、教授上の衛生に就て主要點を挙げよ。

四、姿勢の要領を問ふ。

五、兒童の座席に關する注意を述べよ。

六、文字の大きさに關する注意を挙げよ。

七、兒童前期に於ける運動衛生に就てその要領を挙げよ。

八、兒童後期に於ける運動衛生に就てその要領を挙げよ。

九、性別と運動上の斟酌に關して主要點を挙げよ。

一〇、兒童の服裝に關する注意を述べよ。

一、食事の前後と運動上の衛生に就て注意すべき諸點を挙げよ。

二、放課後の運動の種類及びその監督に就て述べよ。

三、運動會の價值及び方法に就て述べよ。

四、遠足に於ける距離の標準を挙げよ。

五、冷水摩擦の厲行に關する注意を述べよ。

第三章

一、身體虛弱な兒童に對する特別施設の主なものを列舉せよ。

二、補助學校及び補助學級とは何か。

第四章

一、學校醫の必要な理由を述べよ。

二、學校看護婦の任務を挙げよ。

第五章

一、身體検査の必要な理由を挙げよ。

二、身體検査の成績を利用する方法を述べよ。

第六章

- 一、學校兒童の疾病異常の主なものを挙げよ。
- 二、傳染病に罹つた者に對する學校としての處置の要點を問ふ。
- 三、傳染病豫防上學校に於て特に設備すべき事項を述べよ。
- 四、救急處置の概要を述べよ。
- 五、學校に於ける衛生訓話の要項を挙げよ。
- 六、教師に特に衛生の必要な理由を述べよ。

第四篇 小學校行事の實際

第一章

- 一、學年及び學期の意義はどうか。
- 二、教授密案・教授略案及び教授週録を説明せよ。
- 三、指導案とは何か。
- 四、目標の設定とは何か。
- 五、教授の研究に關する心得を問ふ。
- 六、學用品に關する注意を挙げよ。
- 七、劣等兒童の取扱に關する注意を述べよ。

- 八、優等兒童の取扱に關する注意を述べよ。
- 九、家庭に於ける兒童復習時間の標準を問ふ。
- 一〇、郊外教授上注意すべき要項を述べよ。
- 一一、課外讀物に關する注意を挙げよ。
- 一二、學級文庫・兒童圖書館活用の方法を述べよ。
- 一三、成績品展覽會に就て注意すべき事項を述べよ。
- 一四、學藝會の方法に就て注意すべき點を挙げよ。
- 一五、成績考査の方法を述べて特に注意すべき事項を挙げよ。

第二章

- 一、校訓制定の要領を問ふ。
- 二、校歌とは何か。
- 三、訓練要目の選定方並びに配當方に就て注意すべき點を述べよ。
- 四、講堂訓話を行ふ際注意すべき點を挙げよ。
- 五、儀式舉行上特に注意すべき事項を挙げよ。
- 六、學校揭示の方法に就て述べよ。

- 七、教室内に於ける規律に就て述べよ。
- 八、職員當番勤務の要項を述べよ。
- 九、兒童の級長勤務及び當番勤務に就て述べよ。
- 一〇、休暇中の注意に就て述べよ。
- 一一、家庭學校聯絡の諸方法を挙げこれに就て特に注意すべき事項を挙げよ。
- 一二、訓練要録に記すべき要項を挙げよ。
- 一三、操行査定の方法を述べよ。
- 一四、賞罰の實施上特に注意すべき點を挙げよ。
- 一五、卒業生の誘掖に關する注意を問ふ。

第三章

- 一、校務の進捗上職員の協力の大切な理由を述べよ。
- 二、事務管理の方法の研究は何故に必要であるか。
- 三、小學校事務の種類を挙げよ。
- 四、學級事務の要項を挙げよ。

第四章

- 一、參觀視察をする際注意すべき點を述べよ。
- 二、教育測定とは何か。
- 三、學校調査の價値を述べよ。

結

論

- 一、服務及び研究に關する教員の心得を問ふ。
- 二、同僚及び上司に對する心得を述べよ。
- 三、兒童の父兄、郷黨の人士に對する心得を述べよ。
- 四、學事關係者に對する心得を述べよ。
- 五、一般社會に對する心得並びに宗教、政治に對する心得を問ふ。

〔附録終り〕

大正十四年九月二十五日印
 大正十四年十月十五日發
 大正十四年十二月十八日訂正再版印刷
 大正十四年十二月二十一日訂正再版發行

刷 昭和四年四月二十日改訂三版印刷
 行 昭和四年四月廿五日改訂三版發行

附與要辦法理管校學新訂改

著 作 權
 所 有 權

著 作 者 乙 竹 岩 造 〔大東京市小石川區〕
 發 行 者 山 本 慶 治 〔東京市神田區〕
 印 刷 者 新 井 長 治 郎 〔東京市島根區市谷〕
 印 刷 所 會 社 秀 英 舍 〔東京市牛込區市谷〕

定 價 金 五 十 二 錢

發 行 所 培 風 館

東京市神田區錦町三丁目
 電話 神田三三七七四
 振替 東京三二六一七

本館發行 of 教科書は多數の製本が準備してありますから萬一各地賣
 捌所で賣切でしたら直接本館へ御注文下されば直ぐお送り申上げます

319

629

Table with 4 columns and 10 rows, containing faint text and numbers. The text is mostly illegible due to fading.

1	2	3	4
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36

終

